

非皆伐施業の推進について

「美しい森林」共同整備高知県協議会 2008年8月作成

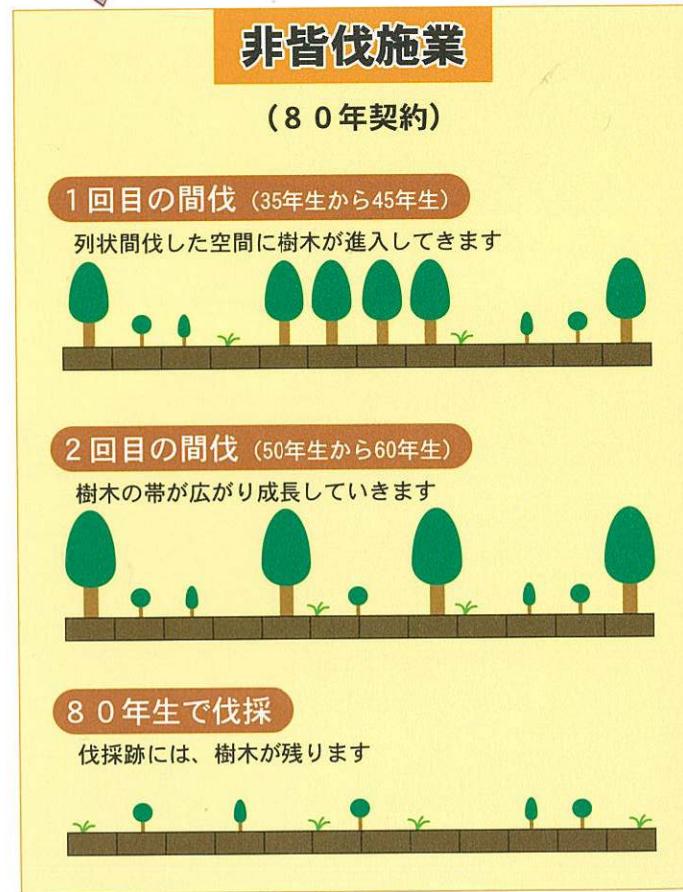
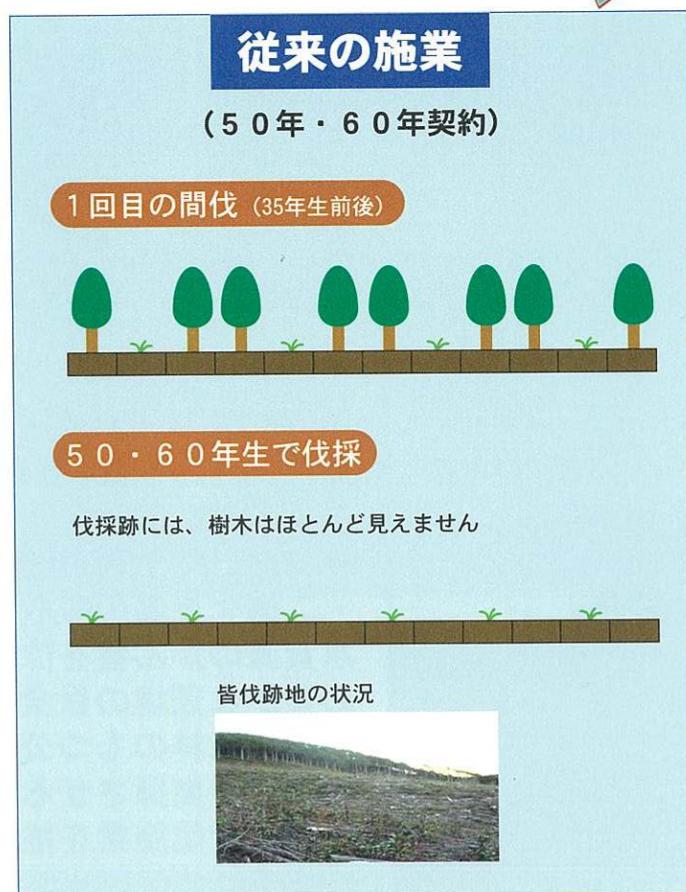
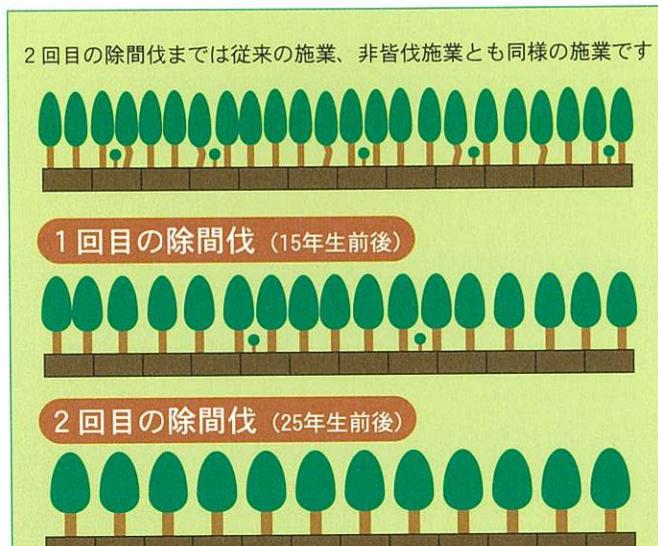


「美しい森林(もり)」
共同整備高知県協議会
では、(社)高知県森林
整備公社の管理する森
林において災害の防止
・二酸化炭素の吸収・
水資源のかん養をはじ
め豊かな環境の保全と
いった森林のもつ公益
的機能を発揮させるた
めに非皆伐施業を推進
します。

非皆伐施業の方法（イメージ）

一定規模の面積の森林を一度にまとめて伐採することを皆伐施業といいますが、それに対して非皆伐施業とは、皆伐施業のように伐採後、林地を裸地化させない施業方法です。

(社)高知県森林整備公社の分収造林契約地では、50～60年の契約期間を80年に延長した上で、保育事業として列状間伐を中心とした事業を実施することで非皆伐施業を推進します。

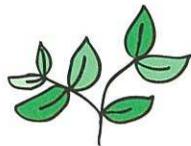


Question(質問) & Answer(回答)

(社)高知県森林整備公社との分収造林契約地についてのQ & Aです。

Q1

なぜ、(社)高知県森林整備公社は
契約期間の延長に取り組むのですか？



A1

木材価格の低迷等、林業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。現段階の試算では、50・60年の契約期間満了で、ほとんどの分収造林契約地において、今までの投資額が木材収入を上回り赤字となります。(社)高知県森林整備公社は、その対策として、森林所有者のご理解とご協力により80年の契約期間に延長し、非皆伐施業を推進しながら収支を黒字に転換させることを考えています。

Q2

なぜ、非皆伐施業を推進する必要があるのですか？

A2

現在の契約期間で、分収造林地を皆伐すれば収益性がなく、一般的に伐採跡地が裸地化することが予想されます。皆伐により林地が裸地化すると森林の公益的機能が発揮されなくなります。そのため、林地を裸地化させない、環境に優しい非皆伐施業を推進する必要があるのです。

Q3

非皆伐施業を推進した場合のメリットは？



A3

契約期間の延長により林齢の高くなった森林の間伐が可能となり優良材を生産することができます。また、林地へ植生が繁茂することにより、契約期間満了(80年)時点での伐採による林地の裸地化防止と伐採跡地への造林経費が節減できるとともに、災害の防止、水資源のかん養など森林のもつ公益的機能を発揮させることができます。

Q4

このパンフレットを作成した
「美しい森林」共同整備高知県協議会とは、
どのような組織・団体ですか？



A4 : 分収林に関する非皆伐施業を推進するために、(社)高知県森林整備公社の組織を活用してできた任意の団体で、同公社内に事務局があります。

Q5

「美しい森林」共同整備高知県協議会の実施する
事業の内容は？

A5 : 次の①～③の事業に分けることができます。①非皆伐施業推進計画の作成（パンフレット等の作成）②地域の合意形成活動（非皆伐施業を推進するために分収造林契約者や近隣の森林所有者を対象とした調査及び合意形成活動）③契約変更推進活動（契約期間延長の済んでいない契約地等の契約期間延長などについて協議）



林内作業状況



作業道開設状況

お問い合わせ

住所：〒780-8064
高知市朝倉丁280番地2
「美しい森林」共同整備高知県協議会
(高知県森林整備公社内)
電話：(088) 850-7870
ファクシミリ：(088) 844-0180
メールアドレス：kssk@kochissk.jp
ホームページアドレス：<http://kochissk.jp/>

MEMO



平成22年7月 発行

〒780-8064

高知県高知市朝倉丁 280 番地 2

社団法人 高知県森林整備公社

TEL (088) 850-7870

FAX (088) 844-0180

e-mail kssk@kochissk.jp

URL <http://kochissk.jp/>

■ 経 営 方 針

高知県森林整備公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、農山村経済の振興及び人的能力の開発向上、山村における就労機会の創出、林業事業体の育成などの目的を達成するために事業を実施してきました。

しかしながら、公社経営は木材価格の低迷など近年の林業を取り巻く厳しい環境のなかで、非常に厳しい状況にあります。そうしたことから、平成14年度には「高知県公的分収林経営改善検討委員会」の提言を受け、「公社改革プログラム（第1期経営改善実行計画：H15～H19）」を策定し、増収対策、金利低減対策、経費節減対策等に取組み、平成20年3月に「第9期経営計画（H18～H22）」を変更（H18～H24）し、「第2期経営改善実行計画」として位置づけ、経営改善に取組んでいるところです。

今後の取り組みとしましては、本格的な主伐期に向けた体制づくりを進め、収益性を重視した事業展開を行い、平成24年度の事業活動収支の黒字化（既往借入金の金利負担を除く）を達成し、借入金に依存しない事業展開に努め、長期的な経営収支の改善に向け積極的な取組みを実施していきます。

理事長 畠中 伸介



公社一丸となって頑張ります！



■ 平成22年度の取り組みについて

公社は、本格的な主伐期を迎え、体制の強化を図り、収益性を重視した事業展開を行い、経営改善に取り組みます。具体的には、利用間伐の着実な実施による増収対策や、事務・業務の簡素化による改善、繰り上げ償還などによる利子負担の軽減等に取り組んでいきます。

平成22年度は、16回地、120haの保育事業、23回地、195haの利用間伐、27haの主伐事業、約13kmの作業道の開設を実施するとともに、教育の森事業、森林農地整備センター造林事業、県営林事業等を実施します。

平成21年度の公社営林等造林事業の実績は、別表1のとおり23市町村において、約595haの間伐等の森林整備を実施するとともに、約50kmの作業道整備を、3億5千6百万円で行いました。この事業を通して地域の振興にもお役に立っていると考えています。

別表1

平成21年度 公社営林等造林事業市町別実績			
市町村	公社造林等事業費計		
	保育等面積(ha)	路網延長(m)	事業費(円)
東洋町	5.00	280	1,867,950
室戸市	41.78	5,652	31,150,350
北川村	30.03	629	8,039,050
馬路村	14.04	1,300	3,297,000
安田町	9.90		3,654,000
安芸市	51.86		11,164,650
香美市	28.46	3,469	30,255,750
大豊町	5.89		667,800
本山町		600	67,200
土佐町			
高知市	0.00	1,700	10,393,950
いの町	47.75	2,110	5,506,200
仁淀川町		400	163,800
中土佐町	65.48	1,917	23,707,950
津野町	64.00	5,370	28,725,900
梼原町	10.55	1,580	3,057,600
四万十町	59.19	7,812	57,390,900
黒潮町	39.85	1,153	22,566,337
四万十市	18.17	3,934	19,457,550
三原村		1,000	112,350
宿毛市	8.30	6,405	54,239,850
土佐清水市	80.70	3,390	32,571,000
大月町	14.00	1,455	8,527,050
計	594.95	50,156	356,584,187

※これ以外に未整備森林整備事業、緑の雇用事業を実施しています。

※土佐町は緑の雇用事業を実施しています。

公社改革の取組み状況 (H21~)

高知県森林整備公社経営検討委員会

第1回(H21.11.18)

- ・贛助金の貸付金化について
(増額される特別交付税の活用)
- ・他県公社の現状と債権回収の可能性等について

第2回(H22.1.29)

- ・今後の公社の方向性について
県民負担の明確化
有利子負債の軽減対策
新公益法人への移行 等

第3回(H22.2.19)

- ・公社の存続、廃止は別にして、分取林事業の継続による環境や雇用の重要性の確認
- ・抜本的経営改善の必要性

中間報告

今後の公社のあり方について、存続、民営化、県営林化、廃止を含め県民負担等を総合的に判断する必要性があるため、今後1年程度継続検討を行い、「改革プラン」を策定し、抜本的な経営改革を推進する。



H22

- ・現地調査 (H22.4.30、5.6)
- ・第4回～7回
- ・「素案」を9月議会に報告
- ・第8回～10回
- ※ 森林資産評価基準の策定

「改革プラン」策定

H23～

- ・「改革プラン」に沿った経営改革
- ・第10期経営計画の確実な実行
- ※第9期経営計画の達成
(H24末の事業収支の黒字化)

高知県では、平成21年度に有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会」を設置し、今後の公社のあり方について議論してきました。検討の結果、国の動向や森林資産評価方法の策定状況等を勘案のうえ、平成22年度末を目指して「改革プラン」を策定して、抜本的な経営革新を進めていくこととなりました。

公社もこの「改革プラン」に沿った第10期経営計画を本年度中に策定し、平成23年度からも引き続き経営改革を進めています。



■ 総会開催

平成22年5月20日に開催された「理事会」での審議議決を受けて、平成22年5月28日に「平成22年度通常総会」が開催されました。

畠中理事長の挨拶の後、第1号議案「平成21年度業務報告書及び決算報告書について」、第2号議案「役員の選任について」、第3号議案「平成22年度補正収支予算について」が審議され、全会一致で決定されました。



平成21年度決算と第9期経営計画との対比

項目		第9期経営計画(H21)	H21決算
事業活動収入	①利用間伐 面 積 材 積 木 材 収 入	197.18 ha 6,710 m ³ 68,909千円	162.84 ha 6,340 m ³ 65,480千円
	②主伐の実行 面 積 材 積 木 材 収 入	11.70 ha 2,625 m ³ 10,662千円	18.54 ha 5,867 m ³ 11,000千円
	③補助金	155,360千円	84,166千円
	④交付金の確保	40,066千円	46,065千円
	⑤新規受託事業の取組 (美しい森林整備事業)		12,749千円
事業活動支出	事業費支出 ①保育(除伐・間伐) 面 積 事業費支出	134.66 ha 36,539千円	27.25 ha 6,718千円
	②間伐(利用間伐含む)	128,621千円	89,559千円
	③基盤整備 延 長 事 業 費	24,665 m 69,718千円	21,524 m 29,880千円
	管理費支出 ①体制等 人 件 費	分収林改革課の廃止 12名体制(補助1名) 69,911千円	分収林改革課の廃止 16名体制(補助1名) 76,506千円 (うち新規受託分) (10,710千円)
収支	②主伐開始に合わせて 事業活動収支差額 (支払利息を除く)	販売班の設置	販売戦略チームの設置
		△ 32,893千円	△ 18,708千円

【高知県からのお知らせ】

森林所有者の皆様へ

ご存じですか。県では、間伐等に対する色々な支援制度があります。

自分で自分の山の手入れをする場合
*(自己負担金、手数料、森林保険料が必要)

造林事業
補助率
48~68%

緊急間伐総合支援事業
補助率
定額

自伐林家等支援事業
補助率 定額
申込みは 森林組合

山の手入れをしたいが自分ではできない場合
*(自己負担金、手数料、森林保険料が必要)

申込み・問い合わせは
森林組合
林業(振興)事務所

申込みは
市町村

みどりの環境整備支援事業
補助率 定額
申込み・問い合わせは
森林組合、林業(振興)事務所

山の手入れが長い間
できない場合

森林整備加速化事業
補助率 定額
問い合わせ先 森林組合等



お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 林業改革課(間伐担当) 088-821-4602

安芸林業事務所	0887-34-1181	中央東林業事務所	0887-53-0655
嶺北林業振興事務所	0887-82-0162	中央西林業事務所	088-893-3612
須崎林業事務所	0889-42-2371	幡多林業事務所	0880-35-5977

■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



■ 公社初の「主伐」を実施

平成21年度に公社として初めて分収契約の終了に伴う主伐事業を実施しました。

分収林事業は、造林や保育間伐等の施業経費に充てる自己資金がないことから、国等の補助金や政策金融公庫の融資等を充て、不足分は県からの貸付金でまかなってきました。

今回の主伐事業地の立木は、1,100万円で販売することができましたが、昭和37年から投資してきた総額（約2,200万円）から、造林補助金等の収入を除いても、トータルとして約1,160万円の赤字精算となりました。

所有者への分配金に関しては、林業を取り巻く厳しい状況や、昭和55年をピークとして3分の1にまで落ち込んだ木材価格の低迷など、また、スギ、ヒノキ等の植栽した樹種による違いはありますが、今回の事業地では、所有者に約410万円を分配することができました。

主伐事業地の概要

所在地

四万十町

契約期間

昭和37年から平成24年の50年間

面積

18.54ha (スギ3.70ha、ヒノキ8.00ha、マツ6.84ha)

分収割合

公社60% 所有者40%

施業内容

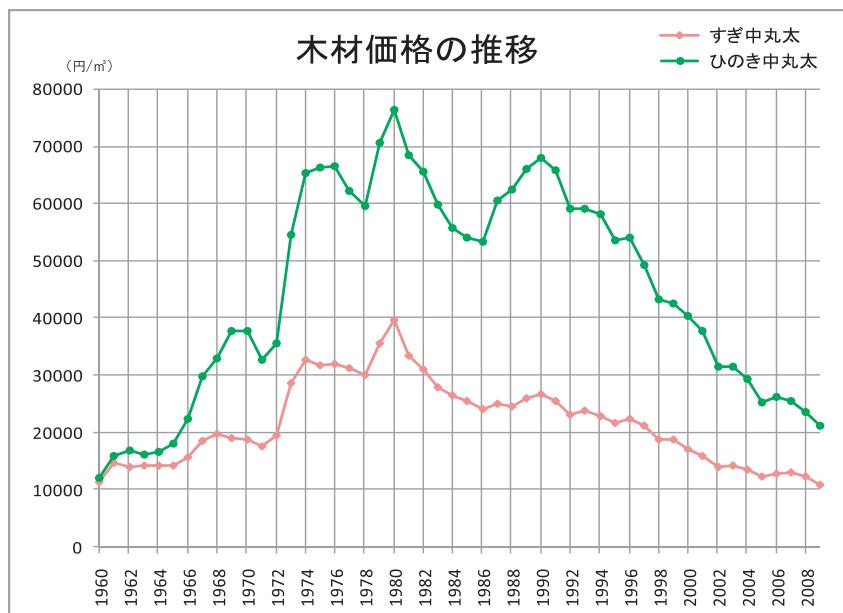
新植、下刈、つる切、除伐、間伐

立木販売額 11,000千円

販売諸経費 697千円

所有者配分金 4,122千円

公社配分金 6,181千円



■ 契約者の皆様へのお願い

(1) 公社との契約地を相続又は売買した場合、公社までご連絡をお願いします。

あなたの住所・氏名、電話番号や相続人又は新しい所有者の住所・氏名、電話番号を公社まで必ずご連絡ください。また、相続登記はいつまでにしなければならないということはありませんが、利用間伐等の収益分配をスムーズに行うためにも相続登記を早めにお願いします。

(2) 契約期間の延長契約について

木材価格の低迷等、林業を取り巻く厳しい状況から、公社では造林契約期間の延長を行い、それに伴う地上権変更登記を順次行っていますが、相続登記が行われていなければ、契約変更を行うことができません。相続関係を証明する書類等をご用意いただければ、相続登記に関するお手伝いを致しますので、皆様のご協力をお願いします。